

2007全日本学生陸上競技チャンピオンシップ 宿泊申込要項

拝啓 皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、この度 2007 全日本学生陸上競技チャンピオンシップが平塚競技場（神奈川）にて開催されるに当たり、選手及び関係者皆様の宿泊のご利用について社団法人日本学生陸上競技連合様よりご用意いただきました。

私どもトップツアーでは、競技場への交通の便利な宿泊施設をご用意し皆様の参加をお待ち申し上げております。
敬 具

1. 宿泊について（トップツアー株式会社による募集型企画旅行です。）

- (1) 宿泊取扱期間：平成19年9月7日（金）・9月8日（土）2泊
(2) 宿泊代金（1泊当たり）：<定員利用のお一人様料金、サービス料・消費税（5%）込み>

宿泊ホテル名	部屋タイプ	宿泊代金	宿泊条件	駐車場	備考
グランドホテル 神奈中	本館シングル	6,510円	1泊朝食	1泊800円	JR平塚駅 南口 徒歩1分
	本館ツイン	6,300円			
	別館シングル	7,560円			
	別館ツイン	7,350円			

宿泊申込受付は先着順となります。

ご希望のホテルが定員オーバーの場合は、事前に連絡の上、他施設をご案内させていただく場合があります。
銀行振込み受領書（振り込み通知書）をもって領収書にかえさせていただきますが、弊社の領収書をご入用の方はお申し出ください。

添乗員は同行いたしません。チェックイン等お手続きはご自身で行ってください。

2. 申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入、郵送又はFAXをご利用の上、**8月23日（金）**必着にて、トップツアー 渋谷支店までお申込み願います。（FAXご利用の場合は着信の確認電話をお願いします）

Eメールのお申込みも受け付けます。

エントリーの関係でお申し込み間に合わない場合はご一報下さい。

3. お支払い方法

当支店にて申込書を受領後、ご請求書（全額）とご旅行条件書を郵送致しますのでそれまでお支払いは結構です。ご旅行条件書をご確認ください。

4. 申込後のご案内について

宿泊者リスト受領後、8月27日（月）以降に宿泊予約確認書を郵送いたします。

5. キャンセルの場合下記取消し料がかかります（お一人様）

宿泊日の8日前までにトップツアー渋谷支店（担当：小野田）に取消しを申し出た場合は全額払い戻し致します。

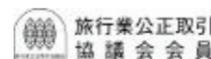
宿泊日の7日前より2日前までに取消しの場合	費用の30%
宿泊日の前日に取消しの場合	費用の40%
当日の取消しの場合	費用の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	費用の全額

6. お問い合わせ・申込先

（社）日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

【旅行企画・実施】国土交通大臣登録旅行業第38号

総合旅行業務取扱管理者 三上 佳博



トップツアー株式会社渋谷支店 スポーツデスク

担当：小野田 基

営業時間 月～金 09:30～18:00

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-22-3（土・日曜・祝祭日は休み）

TEL: 03-5766-0123 FAX: 03-5766-0136

Eメール: MOTOI_ONODA@toptour.co.jp

2007全日本学生陸上競技チャンピオンシップ 宿泊申込書

大学名			
宿泊案内 通知先	申込代表者 氏名		
	〒		
自宅（寮） 大学 (何れかに)	住所	TEL(自)	()
		(携帯TEL)	()

宿泊施設	
第1希望	
第2希望	

宿泊希望日に 印をご記入願います

宿泊者リスト

申込日 月 日 ()

組合	氏名(カタカナ)	男女	9/7 (金)	9/8 (土)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

「旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊期間・保険会社等への個人情報について同意の上、本旅行に申し込みます。」

記入欄不足の場合はコピーしてお使い願います。

宿泊代の領収書が 必要 ・ 不要（何れかに 印）

氏名欄は**カタカナ**でご記入願います。宿泊日に 印をご記入願います。

上記は部屋割り表（ツインの組合せ）になります。シングルルーム希望の場合は1つの番号に1名の記入でお願いいたします。

宿泊日の異なるツイン利用の組合せは受付できません。

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行はトップツアー株式会社渋谷支店（渋谷区渋谷2-22-3/国土交通大臣登録旅行業第38号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の申込書にてお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金（宿泊プラン代金全額）を受領した時に成立するものとします。(4) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社が別途ご案内する期日までにお支払いください。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 宿泊料金および税・サービス料金 (2) 通信費等
* 上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

4、旅行代金に含まれないもの

第3項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (2) 大会の参加に関わる費用 (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費

5、旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

6、旅行契約の解除

(1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、下記取消料の対象となります。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の25%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

7、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等

によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

8、当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 自由行動中の事故 食中毒 盗難 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

旅行開始日または旅行終了日 宿泊機関の種類または名称 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ．戦乱 ウ．暴動 エ．官公署の命令 オ．欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ．旅行参加者の生命または身体确保安全確保のために必要な措置
契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2~20万円、通院見舞金1~5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

11、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

12、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。(2) 当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人

情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関および保険会社等に対し、お客様の氏名、年令、性別、住所、電話番号等の個人情報を、予め電子的方法で送信する等の方法により提供させて頂くことがあります。(3) また、旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、住所及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、予め電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。(4) このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。(5) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。(6) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合は、本旅行条件書に記載しております取扱事業所へお申出下さい。

13、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

14、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は平成19年3月14日現在を基準としております。

お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 国土交通大臣登録旅行業第38号

トップツアー株式会社 渋谷支店

渋谷区渋谷2-22-3 

電話番号 03-5766-0123 F A X番号 03-5766-0136

(社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：三上 佳博

担当：小野田 基（オノダ モトイ）

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、速慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H18.12.01)